

令和3年

災害・環境対策特別委員会会議録

とき 令和3年11月10日

品川区議会

令和3年 品川区議会災害・環境対策特別委員会

日 時 令和3年11月10日（水） 午後1時00分～午後3時05分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 安藤 たい作 君 副委員長 大沢 真一 君
委員 渡辺 裕一 君 委員 松澤 和昌 君
委員 湯澤 一貴 君 委員 小芝 新 君
委員 たけうち 忍 君 委員 この 孝子 君
委員 鈴木 博 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 おくの 晋治 君 委員 くにば 雄大 君
委員 吉田 ゆみこ 君

出席説明員 中村 都市環境部長 河内 環境課長
品川品川区清掃事務所長 藤田 防災まちづくり部長
滝澤 災害対策担当部長 稲 田 参 事
（土木管理課長事務取扱）
山本 防災課長 五十嵐 災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○安藤委員長

ただいまから、災害・環境対策特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、報告事項およびその他を予定しております。

また、本日は、特定事件調査および報告事項に関連し、品川区清掃事務所長、災害対策担当部長および災害対策担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

本日の委員会も、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としておりますので、ご了承ください。

最後に、本日も、特に会議時間が長時間にならないよう、効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

1 特定事件調査

災害廃棄物に関すること

2 報告事項

(2)品川区災害廃棄物処理計画（素案）について（パブリックコメントの実施）

○安藤委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は、災害廃棄物に関することを取り上げます。なお、報告事項(2)品川区災害廃棄物処理計画（素案）について（パブリックコメントの実施）も関連する内容のため、一括して議題に供します。

今回の特定事件調査は、今年度策定する災害廃棄物処理計画について、計画の内容や災害廃棄物の処理に必要な事柄について理事者よりご説明いただき、議論ができればと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○山本防災課長

それでは、災害廃棄物に関することとして、今年度策定を進めてまいりました災害廃棄物処理計画の素案の内容と、報告事項として、パブリックコメントの実施についてご説明いたします。それではA4の資料、災害廃棄物に関することをご覧ください。

まず、1の計画作成の背景についてですが、大規模災害が発生した際には、膨大な災害廃棄物が発生し、それが応急救助活動や区民の生活再建の妨げとなってまいります。あらかじめ災害廃棄物などの処理体制を確立し、災害廃棄物対策の強化を図るため、今回計画の作成に至ったものであります。

次に、2の検討経過についてですが、関係課の職員で計画の内容について協議や意見照会などを行い、記載の関係部課長を委員とした庁内会議で内容を検討してまいりました。また、今後素案について学識経験者の意見を伺う予定でございます。計画を策定するに当たっては、他の自治体で同計画の作成支援の経験がございます、株式会社オリエンタルコンサルタンツに業務委託を行っております。

次に、3の計画の目的ですが、①として、首都直下地震などの大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生の確保、早期の復旧・復興を図ること。②として、発災後の事態を平常時にあらかじめ想定しておくことにより、初動期の混乱を低減すること。③として、災害廃棄物の処理に関しては、区だけではなく、特別区や東京都などの関係機

関との連携が必要になるため、それぞれの役割を明確化し、円滑な相互連携の実現を図ることを目的としております。

次に、4の計画の内容についてですが、こちらにつきましては、お配りしておりますA3判の別紙1、品川区災害廃棄物処理計画（素案）概要版に基づきまして、ご説明いたします。資料のほうご覧ください。

1の（1）につきましては先ほどご説明いたしましたので、（2）の計画の位置付けからご説明いたします。左側に記載の国の災害廃棄物対策指針、それから東京都災害廃棄物処理計画と整合を図る形で、品川区災害廃棄物処理計画の作成を行っております。本計画は、災害廃棄物処理の初動対応や体制、仮置場などについての基本的な考え方を記載したもので、より具体的な内容につきましては、発災後に品川区災害廃棄物処理実行計画、こちらを作成することとなります。こちらの実行計画は、被災状況などに応じて、実際に災害廃棄物を処理する方法などを定めるものとなります。

次に、（3）の計画の基本方針についてですが、こちらは記載の①から⑧の考え方にに基づきまして、計画の策定を行っております。

続きまして、左下の2、対象とする災害についてですが、地震災害と風水害を対象としております。地震災害につきましては、被害が最大となる東京湾北部地震を想定し、風水害については、最大規模の降雨による浸水を想定して、がれきなどの発生量を見込んでいます。

続きまして、右上の3、対象とする廃棄物についてですが、（1）の廃棄物の種類は、大きく災害がれき、ごみ、し尿に分けられます。災害がれきは、道路啓開や救助活動などにより生じる廃棄物のことをいい、ごみは、損壊家屋から排出される家財道具などの片づけごみと、被災した区民の排出する生活ごみ、それから被災した事業所から発生する廃棄物である事業系一般廃棄物がございます。し尿につきましては、避難所などから排出されるし尿のことをいいます。

（2）では、対象とする廃棄物の例を写真でお示ししております。

続きまして、4の災害廃棄物発生量の推定ですが、こちらでは、地震による発生量を記載しておりますけれども、災害がれきなどの発生量につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、5の各主体の役割分担の基本的な考え方についてご説明いたします。まず、①品川区は、区内で発生した災害廃棄物の収集・運搬を実施いたします。②特別区は、23区内の災害廃棄物について、各区と連携した収集・運搬を行うとともに、二次仮置場などの設置運営を行います。③の清掃一部事務組合は、各区から運搬された廃棄物の中間処理などを実施いたします。④清掃協議会は、廃棄物の収集などの請負契約の調整などを行います。⑤東京都は、区への技術的支援や各種調整、最終処分などを行います。⑥の国以降につきましては説明を省略いたしますが、⑫の区民につきましては、廃棄物の排出段階での分別の徹底をお願いすることとなります。区民への具体的な周知につきましては、計画策定後、啓発用の案内の作成を予定しております。

続きまして、6の災害廃棄物処理の流れについてご説明いたします。区は、災害がれきなどの収集・運搬と応急仮置場、地区仮置場、一次仮置場の設置などを行うこととなります。また、災害がれきについては、警察や消防、解体業者などによる救助活動や道路啓開などで発生する廃棄物となりますが、これらは基本的には応急仮置場に運び、そこで一時的に保管することとなります。真ん中にありますごみにつきましては、被災家屋から発生する片づけごみは、区民が地区仮置場に持ち運ぶことを想定しております。応急仮置場と地区仮置場に保管された廃棄物は、それぞれ一次仮置場に運び、そこで分別・保管することといたします。その後は、特別区が特別区内に設置をいたします二次仮置場に廃棄物を運び、

清掃一部事務組合や東京都による中間処理や最終処分が行われることとなります。そのほかの生活ごみや事業系一般廃棄物、し尿については、区や委託事業者で収集・運搬を行い、同様に、清掃一部事務組合や東京都で処分を行うこととなります。

続きまして、資料右上の7、仮置場の確保・運営についてですが、先ほどもご説明いたしましたけれども、区で設置をする仮置場は、地区仮置場、応急仮置場、一次仮置場の3種類で、下2つの二次仮置場、資源化物一時保管場所は特別区が設置を行います。設置開始の時期、期間などにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、(2)の区内の仮置場候補地についてですが、本計画上では、区内の全ての公園を候補地として考えておきまして、公園の面積規模ごとに使用用途を検討いたします。基本的な考え方としては、面積が1万㎡以上の公園を一次仮置場、それ未満を地区仮置場、応急仮置場とする予定です。実際にどの公園をどの仮置場として使用するかについては、発災時の被災状況や、公園のその他の使用用途などを考慮して決定することとなります。

次に、(3)の仮置場のレイアウトの例についてですが、左側が地区仮置場、右側が一次仮置場としてお示ししております。このような形で分別を行って保管をする予定でございます。

計画の概要の説明については、以上でございます。

続けて、パブリックコメントの実施についてご報告いたします。資料は、A4の品川区災害廃棄物処理計画(素案)について(パブリックコメントの実施)をご覧ください。

項番1から4については先ほどご説明しておりますので、5のパブリックコメントの実施についてご説明いたします。パブリックコメント実施の周知につきましては、広報しながわ11月21日号と区ホームページに掲載する予定です。実施期間は令和3年11月21日から12月20日までで、資料の閲覧場所は防災課、区政資料コーナー、図書館、地域センターを予定しております。

裏面をご覧くださいまして、6の今後のスケジュールについてですが、パブリックコメント終了後、いただいた意見の計画への反映などを経て、来年3月に計画決定を予定しております。

○安藤委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○おおくの委員

一応目を通させてもらったのですがけれども、ちょっと分からないところを幾つか質問させていただきます。まず、この仮置場の問題ですが、地区仮置場ですけれども、これはどのくらい必要だと考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいのと、それから、区民はどこにごみを持っていけばいいのかということになると思うのですが、それで、やはり地区仮置場がどこになるのかということがこの計画からは分からないので、それこそ、この公園が地区仮置場になるのだということを示すぐらいのことをしておいたほうがいいのではないかと。そこがはっきり分かったほうが、普通の私たち区民にとっては分かりやすくいいのではないかと思ったのですがけれども、その辺はいかがでしょうかということ。

それと、一次仮置場ですけれども、47ページに十分な面積を確保することが困難と書いてありました。それともう一つ、33ページ辺りを読んでみますと、大崎地区には、それにふさわしい1万㎡以上の公園はございません。他方で、63ページの一次仮置場の設置のところを見ますと、地区ごとに1か所以上の確保に努めるとありますけれども、では大崎地区、どのように考えていらっしゃるのかと思いましたので、その点のご説明をお願いしたいと思います。

それから、全公園が仮置場の候補地だということですが、やはり品川区全体の印象として、これ数字は示してあるのですが、印象としては公園、やはり非常に少ないという印象がありますし、1個1個の公園は、少なくとも身近で見る限り小さいです。自分の近所にある公園を見ていて、この公園が果たして仮置場として機能するのかというように、パッと印象で思いますし、そのような意味で、一方でその公園を見て思いますし、他方で東日本大震災などのときのことを思いますと、後からどんどんごみが増えていったというか、災害廃棄物が増えていったと。予想以上に、たしか当初の見込み以上に増えていったという話でした。そのようなことを考えますと、本当にこの予測で足りるのかという、やはり不安、懸念があります。それで、この品川区内の小さい公園を候補地としておくだけで本当に足りるのかという、その辺のご説明をいただければと思います。

○山本防災課長

それではまず1点目のご質問で、地区仮置場がどれぐらい必要かというところでございます。計画上では、区内各地区に複数箇所を設置するというところで想定しているところでございますが、現時点で各地区に何か所置かというところは、まだ決定しておりません。発災状況を見てから、被害の大きいところに集中的に設置するという形になるかと思えますけれども、発災後に具体的な処理計画を作成する段階で、被害状況等を見ながら検討する予定でございます。

それから2点目の、どの公園がどの仮置場になるのか、具体的な明示という点でございますが、こちらにつきましても先ほどの答弁と重なる部分がございますけれども、まだ区内でどの公園をどう活用するのかというところは、実際の状況を見てみないと判断ができないというところがございますので、現時点で区民の皆様へ明示ということにはできないのですが、実際に震災等が起きた場合には、なるべく早い段階で、区民の皆様へ具体的な分別の方法だったり、ごみの出し方、がれきの出し方等、それから仮置場、場所等、その際については丁寧に説明をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の一次仮置場についてです。大崎地区、今ご指摘いただいたとおり、確かに地区の中に1万㎡以上の公園がないというところで、基準を満たした、区の計画の中の基準を満たした部分での仮置場は設置できないですけれども、こちらにつきましては、別紙2の素案の63ページに記載しているのですが、例えば1万㎡以上の公園ではなかったとしても、一次仮置場につきまして、全てをそこに集めるのではなく、種類ごとに公園ごとで分けて活用する、そういった方法も検討していきたいというふうに考えてございます。どうしても一次仮置場を設置できない場合は、直接特別区が設置する二次仮置場のほうへ搬入するという方法も検討しているところでございます。

それから4点目、区内の公園で全ての仮置場を賄い切れるのかというご質問でございますが、一応計算上はそれぞれ地区ごとのがれき等の発生量、それから公園面積等を計算したところでは、この公園全てを活用すれば保管等はできるという計算でございます。ただ、実際公園自体も、仮置場以外の活用方法、用途方法というものを考えているところがございますので、そういったところに備えまして、例えば民間地の活用等も今後考えていかなければならないというふうに考えてございます。

○おくの委員

最初の地区仮置場の質問ですが、具体的には発災状況を見てということですが、確かにそうだろうとも思うのですが、でも、ある程度の準備というか、この規模の地震なり、水害だったら、このようなどころだな、このくらいの規模で地区仮置場をとるか、この程度だったらここだというような、やはりめどをつけておくというか、そのような作業はもうやられているのですか。それとも、これからやっていく、あるいは全然やられないのですか。本当に発災状況を見てから、ゼロからやるというよう

なことなのでしょうか。その辺のところ、ご説明いただければと思います。

○山本防災課長

具体的な検討というところでございますが、幾つかパターンがあるかと思うのですけれども、一定の方向性というか、こういった部分でどの公園をどう活用するかというところは、内部でマニュアル等をつくっていきたいというふうには考えているところです。

○おくの委員

それからもう一つ、やはり予測を超えるというところがあるのではないかと私などには思えるので、前にも一般質問などで申し上げたことがあるのですけれども、特定整備路線ですね、補助29号線や放射2号線で買収して空いた土地があると。まだ道路になっていない土地があると。あのようなところも公園にしておいて、このようなきのためにとっておくということも、十分候補地として考えておいていただきたいと私は思います。これは意見として言わせておいていただきます。

それから、次の質問ですけれども、これも60ページ辺りに書かれていることなのですが、有害物質などの処理です。アスベストとか、それからPCBだったか、アスベストなどをはじめとするいろいろな有害物質の処理ですけれども、これに関してここに書いてあるのですが、このような問題への対応を仮置場、それからどのような人員体制で処理するのか、それから予算などをどう考えていらっしゃるのかということを含めて、何というか、分かりやすくここで説明していただけるとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

○山本防災課長

環境対策についてのお尋ねでございます。まず人員等というところでございますが、災害対策本部体制の部分で専門するような部署がございますので、そちらが窓口になって行うということで想定してございます。実際の運営というか、処理等につきましては、専門業者への委託ということを考えているところです。

それから、予算の部分に関してですが、ちょっと予算については、今のところまだ検討はしていないところでございます。今後の課題だというふうに考えてございます。

○おくの委員

今のことも含めてですけれども、今の有害物質の処理だけの問題ではなくて、全体として、これはかなり予算がかかることだと思うのです。東日本大震災のときも問題になったと思うのですけれども、この膨大にかかるであろう予算について、現状で、この災害廃棄物に係る費用というのはどのように賄われるのか、負担関係がどのようになることが現状では原則になっているのか、この点をお伺いしたいと思います。それで、参考までに東日本大震災ではどのような負担関係だったのか、この点お教え願えればありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山本防災課長

予算関係のご質問でございます。予算につきましては、特別会計のほうで計上させていただいているところでございます。その中で、災害廃棄物に関する部分につきましては、処理の部分で2億円を計上しているところ、それからがれき等の撤去、こちらについても4億5,500万円、それから、公共の建物についての撤去等について4億円というところで、今予算のほうは計上させていただいているところでございます。こちらのほうを執行しながら、当初は行っていくというところを考えてございまして、その後必要な経費等につきましては、また補正予算等を組んでやっていくということを考えているところでございます。

それから、東日本大震災の時の予算というところでございます。すみません。今手元に資料がないので、お答えができない状況です。

○おくの委員

ありがとうございます。私がお伺いしたかったのは、国や都と区との負担関係なのですが、膨大で区ではなかなか負担し切れないだろうということで、かなり国や都、特に国に負担してもらえる部分があるのではないかとというつもりでお伺いしたのですが、全額区で負担するというのではないだろうと。それではたまらないのではないかとということなのですが、いかがでしょうか。

○山本防災課長

失礼いたしました。国の補助という関係では、災害等廃棄物処理事業費補助金というものがございまして、こちらのほうで災害廃棄物に関する処理、要する費用等の補助というものがある状況でございます。

○おくの委員

具体的に何割程度が国で、実際に区が負担しなければいけないのは、かかった分の何割程度というようなことになるのでしょうか。

○山本防災課長

申し訳ございません。ちょっと具体的な補助割合等は、今資料が手元にないのでございますけれども、その辺り、また別途回答させていただきたいと思っております。

○おくの委員

多分本当に大変な額に、特に首都直下大地震などを想定すると、本当に東日本大震災にも劣らないような大変な額になるのではないかと素人頭には思えるので、今からその費用のことも考えて、国に十分な補助をいただけるというか、してもらわなければいけないのではないかとと思うのです。その辺のこともよく考えて、国へのアプローチというか、お願いというか、そのようなこともやっておいていただきたいと思っております。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○たけうち委員

A3の資料の2ページのところで、右側に仮置場のレイアウトがありますけれども、ここに腐敗性廃棄物とあるのですが、これはどのようなものか。いわゆる一般の生活で出る生ごみについては、左側を見ると、通常の区による収集・運搬のほうになるのかなと思うのですが、これはどのようなものでしょうか。

○山本防災課長

腐敗性廃棄物、具体例として申し上げますと、例えば量であったり、あとは水産廃棄物、そういったものを想定しているものでございます。

○たけうち委員

すみません。量とあと……。もう一つおっしゃったものがちょっと聞き取れなかったもので、もう1回お願いします。

○山本防災課長

資料の別紙2の素案の4ページに具体的な種類を記載してございまして、4ページの下から3段目、腐敗性廃棄物というところで、量の関係と先ほど申し上げた水産廃棄物、そういった部分を想定してい

るものでございます。

○たけうち委員

分かりました。

それで、先ほどおくの委員から少しあった、この地区の仮置場が狭くて、ここにたまってしまわないかというご心配ですけれども、恐らくたまったものについては、この流れでいくと、比較的広いところの一次仮置場のほうに、随時区が、もしくは区が委託されている業者の方が、その地区の小さい公園、広場にたまっているとなると、この一次仮置場のほうに随時運搬すると、このような流れでよろしいですか。

○山本防災課長

地区仮置場についてのお尋ねでございます。おっしゃるとおり、地区仮置場に集積して保管したものにつきましては、こちらの一次仮置場、比較的面積の大きい公園を想定してございますが、そちらのほうに収集・運搬をするということで考えてございます。具体的な回収の頻度や収集・運搬の方法、収集の頻度につきましては、実際に災害が発生したときの発生量の見込み等で想定して、そのときに考えていくという予定でございます。

○たけうち委員

そうするとケース・バイ・ケースだと思うのですが、基本的には通常のごみの収集・運搬をやりながら、災害時の廃棄物を、まずは区民にできる限りご自分で、地区仮置場に近いところまで運んでいただくと。場合によってはおひとり暮らしの高齢者で、量が水につかってしまって、重くて運べないといったときは、相談すれば、地域もしくは区のほうで一緒に手伝っていただくと。それで、そのような通常の収集業務と、こういった部分の業務と2つ出てくるので、その辺の人手もかかってくるかもしれないしと、このようなことですね。

それであるとは、この腐敗性廃棄物はどれだけ臭いが出るか分からないですけれども、ほかのものもそうなのではと思うのですが、やはり一定程度地区のほうに保管するとなると、やはりかなり、季節にもよるでしょうけれど、臭いが出てくるのではないかと思うのですが、何かその辺の対策というのですか、例えば、分からないけれども、通常民間の家だと消臭剤のようなものをまいたりするのでしょうか、そのようなこともある程度お考えなのかということをお教えください。

○滝澤災害対策担当部長

先ほどおくの委員からも同様の質問が出ていますが、先ほど防災課長のほうから説明しました、今回業者に委託をして、大規模震災のときのがれき量を見積もっていただきました。その総量は、今品川区にある公園、仮置場として大中小ありますけれども、その公園全ての面積があれば十分に、今の想定ではがれきを許容できる量になっております。基本的に、各家庭の方は地区仮置場に災害ごみ、ここでいます片付けごみを出されたならば、それを区の一次仮置場に搬入していきます。したがって、一次仮置場が満タンになって、あと区の地区仮置場の大体半分ぐらい満タンになると、今の想定では全ての片づけごみが搬入、収集できるような面積計算になっておりまして、今後は都和連携をしまして、その一次仮置き分を二次仮置場に運べば、今度地区仮置場のものが一次仮置場に行くという形になりますので、基本的に大震災では許容できるという想定で、今回は見積りの結果が出ました。

○山本防災課長

腐敗性廃棄物等の衛生管理の部分についてですが、その辺り悪臭の防止や雨水等の発酵防止というところは、区としてもやっつけていかなければならないというふうに考えているところでございます。こちら

につきましても、今、具体的な方法等は検討しているところでございます。

○品川品川区清掃事務所長

収集に係るお話なので、私のほうからもお答えさせていただきます。

通常災害があったときに、災害ごみと、それからその後出てくる一般ごみと、どのように片付けていくかというところになると思うのですが、基本的には、まず災害ごみのほうを優先的にやっていくということで、その後、ある程度落ち着きが見えたところで一般ごみというような形になるかと思うのですが、ただ一般ごみも待っているわけにはいきませんので、基本的に、計画の中では72時間後に一般ごみのほうも収集していくというようなことで明記をしております。

それから、重たい荷物等、高齢者の方等が運べないというところがあったりもしますので、そのようなところは事務所の職員がやっていくか、養生会社のほうでやっていくとか、あとボランティア等も十分出てくると思いますので、そういったところで、多分もう臨機応変な形で動いていかなければいけないというような状況になってくるかと思っておりますので、場合、場合を見て行動していきたいと、このように思っております。

○たけうち委員

ありがとうございます。あと当然これからお考えになるとか、もう考えていらっしゃるとは思うのですが、やはりある程度保管期間があるので、管理体制というのですか、怖いのは火が、放火ではないかもしれないが火が出てしまったとか、災害ごみに。それと、一次仮置場などに行くと、場合によってはまだ使えそうなものを何か、物取りだとか、そのようないろいろな、当然何というのですか、管理体制というか。そうすると、場合によっては夜間なども考えなければいけないなどという、人手の問題とか、また場合によっては地域の方の協力体制も必要になってくるかもしれないので、その辺りは今後考えていただきたいというか、考えていれば何かいただきたいのですけれども。

あと、これはもし変な質問だったら大変申し訳ないのですが、前のものを見ればいいのですが、場合によっては、震災でかなりの方がお亡くなりになる場合がありますよね。そうするとよく前、計画でも亡くなられた遺体というか、その置場のような、それもどこか決められていたかと思うのです。それとかち合うことはないですよ。その辺の整合性を持っているのかどうか。

○山本防災課長

まず、1点目の仮置場の管理体制についてでございます。一次仮置場につきましては、今のところ委託というところを想定しているところでございます。

それから、2点目のご遺体を安置する場所との重なりというところでございますが、今区では中央公園の部分をご遺体の安置というところで想定しているのですけれども、今回の計画の中では、基本的に区内全ての公園を活用するというので、この辺1つバッティングはあるのですが、そのときの状況に応じて、使用用途というものはこちらのほうで検討していきたいと思っております。

○たけうち委員

今の部分は、本当にそのようなことはないほうがいいのですけれども、そのようなことも既に計画はされているので、そこはしっかり、廃棄物とご遺体が並列になるとすれば、またそれは人によっては非常にあれになりますので、場所が限られたとしても、そこはしっかり縦分けていただくようなことも、嫌な話ですが、考えておいていただければと思います。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

私からは一番最初に、まず検討経過のところですけども、前にもたしか申し上げたような気がするのですが、先ほどたけうち委員からのご質問にもありましたけれど、処理をするほうが高齢だった場合で、もう本当に動けないようなご高齢の方というか、そのような方は皆さん配慮なさると思うのですが、前、いつの災害だったかちょっと失念してしまったのですけれども、ニュースでちょっと、だから私のようなものが危ない年齢なのかなと思うのですが、なかなか最初の仮置場まで持っていけないので、きちんと自治体と相談して、まず家の近くに運び出すと。そこから一次仮置場に持っていくつもりで、そこに置いておいたところ、近隣の方たちが、あっ、そこが仮置場でいいのだというようになってしまっ、そこがどんどん置場になっていってしまったと。その方はきちんと自治体と相談の上、許可を取ってそこに置いたのだけでも、やはりそのような実態が起きてしまうと、それを見た人が次々そこに運んでしまうという事例が既に出ていて、ニュースで取り上げられるぐらいですから、今後の課題だというようなことでニュースになったと思うのですが、その辺について、どのように検討されたのか、検討されていないのか、伺いたいと思います。そのようなことを想定すると、この検討過程のメンバーの中に、やはり福祉部系の、障害者とか、高齢者とか、そのような方たちの事情をよく知っている部署が参加する必要があるのではないかという意見を申し上げたような気がするのですけれども、そのような部署との連携はどうなっているのかということが1つです。

それから、災害が起きたときにまず一番困るのが、食べ物や飲み物より先に、し尿のほうだということ、大分いろいろな、震災や何かの訓練のときに知られてきていることだと思います。たしか区議会の研修のときにも、し尿の処理についてよい袋など、講師の方から情報提供があったと思うのですが、やはりそれはまずそれぞれの家庭で、きちんと一定保管する必要があることを前提にする必要があると思うのです。それで、マンションだったらベランダなのか、少しでも庭があれば外なのか、あると思うのですが、し尿の処理を個人でやる必要があると思うのです、やはり。最初の一時保管のようなものを。その辺について、この計画の中では明確に見えないのですけれども、その辺についてどうなのか、まずその点について伺いたいと思います。

○山本防災課長

1点目のご紹介いただいた事例についてでございますが、この辺りにつきましては、きちんと区のほうから区民の皆様、平時から、それから災害発生時、丁寧に周知していくということで対応していきたいと思っているところでございます。

それから検討委員会のメンバーについてでございますが、今回計画の素案を策定するに当たりましては、記載のメンバー、検討委員のほうで検討をしてきたところでございますけれども、今後この素案等につきましては、全庁的に意見照会等もできればと思っておりますので、その辺り、意見等を聞くことができればというふうに考えてございます。

それから3点目のし尿の処理につきましては、まず、委員にご案内いただいたとおり、一時的には、例えば簡易トイレを使っただいて、それについてはきちんと凝固剤等を入れて、袋を縛って、ご自宅等で一時的に保管をしていただくという対応になるところでございます。その後、区のほうで委託事業者、また協定先等と、収集等を行うということで考えているところでございます。その辺りについて、ちょっと計画のところではひよっとしたら見にくいところもあったかもしれませんが、区民へのご案内というところでは、そこはきちんと記載をしていきたいと思っております。

○吉田委員

その辺、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

それで、先ほども言いましたけれども、明らかにもうこの方は、自分の力では無理だなという方にはいろいろな方の配慮が行くと思うのですけれども、障害者でも、高齢者でも、基本はもうむしろほかの人を助けながら暮らしている人たちが、やはりいざ災害となったときには、自分で何とかしようと。そのときの力量というのでしょうか、それはやはり若い方や、それから障害がない方とは差が出てしまう。その方への個別の配慮というのは、やはり福祉系の部署で、主にそのような方たちと接している方の意見はすごく重要だと思います。障害者だからといって自立していないわけではないので、ただ、このようなことになったときは明らかにハンディがあるわけですので、その方たちも考慮に入れたものがないと、完全な災害廃棄物処理計画にはならないかなと思いますので、ぜひその辺、改めて念を押しておきたいと思います。

それで、し尿の処理のことも十分区民に周知されていくということだと思うのですが、やはりなかなか周知というのは、広報物だけでは難しいところがありますので、例えば避難訓練などのときに、必ずそのことは今後の避難訓練に入れてねというようなことを、各町会などにお知らせしておいていただけるといいかなと思います。し尿の処理に関しては、東京都は下水がすごく発達しているので、バキュームカーなどがすごい少ないというように聞いております。それで真っ先に困るのがし尿の処理だというようなことを、今までの災害経験者から聞いていますので、その辺については衛生にも関係しますので、徹底していただきたいと思います。

それから、先ほど中でちらっと見たのですけれども、危険物でPCBということで、本来であればPCBというのはもうとっくの昔に処理されていなければいけない、でも現実には残っているというところだと思うのですが、推定は難しいのかもしれないですけど、区内でまだそのような、特に大きい量でまだきちんとした処理がされていないということ、何か想定されているのでしょうか。年限でいったら既に事業者や何かでも、もういついつまでに処理が前提で事業を進めているというのが、もう何年か前に質問で取り上げたことがあるのですけれども、いまだにまだそれはきちんと最終的な処理のところまでいっていないということなののでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

○山本防災課長

危険物等々のご質問でございます。こちらの資料のほうに具体例等を記載しているのですけれども、こちらはあくまでも一般的な例示というところでお示しをしているところがございます、こちらについても、環境省のサイト等からデータを持ってきたものになってございまして、こちらのサイト等を活用しているところがございます。具体的に区でどうのというよりは、一般的なものでこういったものがありますというところで、ちょっとお示しをしているところがございます。

○吉田委員

一般で例示されているということは、現実にやはりそのようなことがまだある、それが品川区内かどうかは分かりませんが、だから品川区にも可能性があるということですよ。やはり化学物質については、改めて別個、化学物質の処理というのは、一般の廃棄物の処理だけではない専門知識が必要だと思いますので、ぜひその辺については、そのような化学物質とか、そのようなことについての専門家のご意見も特に伺うようなことを今後は考えていただきたいと思います。現実にそれをされているのだったらごめんなさい、もしそのようなことがあるのだったら教えてください。

○滝澤災害対策担当部長

すみません。今回、計画の一番最初の3ページを見ていただいて、本計画の廃棄物の対象ということ

で、大きくは災害がれきという部分、それからごみ、片づけごみ、生活ごみ、それから事業系一般廃棄物、し尿というものの処理について、基準をここに記載しております。先ほど防災課長から説明がありました4ページ以下につきましては、基本的に環境省の資料を用いて、東京都で記載しているものが並んでおりますので、その他ここに記載されていないものについては、都の指導を受けて廃棄の手順を取ることになります。区としては、今3ページにある本計画で対象とする廃棄物、ここを中心に計画をつくったものでございます。

○吉田委員

分かりました。だから、今の計画でいうと、ここが対象ということですね。分かりました。ただ、だからその中で、私も先ほどそこを見て、し尿のところ、そのし尿が簡易トイレや仮設トイレからのし尿となっているので、一般家庭のし尿はどうなっているのかなと思って質問させていただいた次第です。分かりました。まずはこれが基本の今の計画で、その後については都の指導を受けてということですね。分かりました。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

何点かお聞かせいただきたいのですが、まず検討経過についてですけれども、先ほど意見照会をされるということでご説明があったと思うのですが、ちょっと聞き取れなくて、どのようなところに意見照会されるのか教えていただきたいと思います。

それから、学識経験者に意見を聞くというご説明もあったように聞こえたのですけれども、学識経験者に意見を聞くというのであれば、そもそも検討委員会の中に学識経験者に入っていたほうがよかったのではないかという思いがしますし、せめて、この素案をつくる前に学識経験者に意見を聞く。そのような形で素案をつくられたほうがよかったのではないかと思います。なぜ素案をつくられたから、パブリックコメントはこれにかかるわけですね。そのような形で学識経験者に聞くということがなぜ今の時期になったのか、お聞かせいただけたらと思います。

それから、この検討会というのは何回ぐらい行われて、議事録などは公開されるのか、あと、この検討会をした中で、何というのですか、区としてこの廃棄物処理に対して課題というものがあるのか、あったらどのようなものなのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

あと最後に、この業務委託をされましたけれども、委託費が幾らだったのかお聞かせください。

○山本防災課長

まず、1点目の意見照会をどこにという話ですけれども、こちらについては学識経験者にこれから行うというところでご説明を差し上げたところでございます。

それから2点目の部分で、検討委員会を内部だけで行うと。その検討委員会に専門家を入れればというお話でございましたが、こちらにつきましては、基本的に内容等も国のほうで作成のガイドライン等が出ております。また、東京都のほうでも既に計画を策定されているところで、内部の事務処理で十分対応ができるということで、今回は内部委員というところで検討会のほうを進めてきたところでございます。

3点目の検討委員会の回数というところでございますが、こちらについては3回行っているところでございます。議事録につきましては、今のところ公開する予定はございません。

それから計画を策定する上での課題というところでございます。こちらにつきましては、災害廃棄物

処理に限らないですけれども、実際に震災が起きた場合の初動の対応というところで、どれだけの人員、職員も含めて確保できるのか、委託事業者、それから協定先、そういった部分で迅速な連携を取ることができるのかというところで、1つ課題だというふうに考えているところでございます。

それから委託費用でございますが、こちらにつきましては契約金額が452万1,000円となっております。

○鈴木（ひ）委員

学識経験者に検討会に入っていたかなくともということですが、それであれば今聞く、その理由もお聞かせいただけたらと思います。

続けてですけれども、先ほどから出ています仮置場についてですが、これは実行計画というものが発災後につくられるということになるわけですよね。そうすると、その実行計画の中で、この公園が地区仮置場で、応急仮置場がこの公園などと、そのように具体的な公園がどこだというようなところも、その実行計画の中で決まるということになるのでしょうか。そうすると、応急仮置場も発災24時間以内ということですし、地区仮置場も3日後からということになりますけれども、その実行計画というのは、発災後、いつどのような形でそのようなものをつくって、ここに間に合う形でつくれるのかなという思いをするのですが、その辺はどうなるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、本来、この町会であれば、何か起こったときにはこのところが、この公園が仮置場になるよというようなものが、あらかじめ分かっていたほうが町会としてもスムーズに行くのではないかと思うのですが、その辺の地区仮置場のイメージがどのようなものになっていくのかということも、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。各町会に1つあるということ、でも、公園のない町会もありますので、ほとんどの身近な公園が仮置場になるのかなというような思いだったので、これを見ると、地区ごとに複数か所ということで、例えば荏原地区に複数ということで2か所とか、それだととても大変だなという思いをしたのですが、その辺の地区仮置場の箇所数だったり、ちょっとイメージが持てるような形でもう少しご説明いただけたらと思います。

○滝澤災害対策担当部長

では私のほうから、まず、今イメージという話が出ましたので、そのお話をさせていただきたいと思います。今回、最大規模の災害がれきが出た場合このようになりますということが、おおむね計画上出ましたので、先ほど防災課長から説明がありましたように、それからご遺体の話も出ましたように、それぞれその災害の状況によって、例えば応急仮設を建てなければいけないとか、救護所を設置しなければいけないとか、いろいろな状況がありますので、その状況を判断して、それぞれ何を優先すべきなのかということを決めないと、災害がれきを全て優先するわけにはいかないの、状況を見て最終的には決心をさせていただくという形になると思います。今、この計画をつくっていく段階で各地区、大崎なら大崎、品川、大井というところで、それぞれ応急仮置場と一次仮置場の関係をどのように立地すれば、おおむね収集できるのだろうかというところは、概要として防災課の中で見積もっております。それを含めて、最終的にはいろいろな用途を検討した中で、このように地区仮置場を設定しますということをお知らせして、区民にはその地区置場にお運びくださいという結論になるので、今からそのケースを全て挙げるのは極めて困難な話なので、大きな固まりとして、地区ごととか、あとおおむねこの最大値が出た場合、もしくは風水害もまた検討していますので、風水害のときには大体このようなイメージで、何割ぐらいの公園を使ってやるというところは、防災課のほうで最終的には詰めて、概案を持って、最後は災害の状況を見て、どのケースを適用しようかというところは判断をして、公園を設定して

いくという形になると思いますので、今から具体的なものをお示しと言われて、ここの公園をということとは、かなり厳しいと考えております。

○山本防災課長

いただいたご質問で、学識経験者に意見を聞く理由というところでございますが、我々も様々、委託事業者等も活用して、ほかの自治体の計画等も参考にしながら議論等を進めてきたところではございませんけれども、やはり検討漏れがないか等、その辺りの確認をしていただきたいということもありますので、今回専門家に意見をお伺いしたいというふうに考えているところでございます。

それから発災後の執行計画の策定というところでございますが、今のところ計画上の想定では、発災後大体1週間ぐらいから計画のほうを策定できるのではないかとこのところで想定をしているところでございます。一方で、災害の処理というところでは、区民の生活の環境というところもありますので、迅速な対応が必要ということになります。そういった意味で、まずは応急仮置場、地区仮置場というものをも早く設置して、その段階を、その部分に関してまず先行的に議論をして、そこを設置して、それ以外の具体的な処理の方法や処理期間というところ、そういった部分は、実行計画の中で検討していくということで考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

そうしますと、地区仮置場というのは、最大の被害想定の場合これだけのごみが発生するだろうということから出発した計画ということでつくられていると思うのですが、そうすると、最大の被害想定というようになったときには、やはり私は町会ごとに仮置場のようなものがあつたほうがいいのではないかなと思います。それで、そのような点では、前からちょっと丁目ごとに、町会ごとというのか、公園がない町会、まだまだあると思うのです。そのようなところに対して、この震災の一時集合同所のようなものもないという、そのような町会もありますので、この仮置場という点からしても、町会に1つの公園はつくっていくということ、ぜひとも方針として持っていただきたいと思うのですが、その点についても伺いたいと思います。

それから、し尿処理について改めて伺いたいのですが、16ページにし尿処理の流れというものがありまして、これは阪神淡路大震災のときに、本当に大変な状況というのがあつたと思うのです。本当に写真でも、私もちょっと議会の中で紹介をしたこともあつたのですが、もうどうにもならない、もう生理現象ですからどうにもならないという中で、あふれてしまうというような状況が、いろいろところで阪神淡路大震災のときはあつたと思うのです。そのような中で、品川区としても、災害用トイレの備蓄というものをかなりの量していただいていると思うのです。改めて、今何人分が何日分あるのか、トータルで何個あるのか、災害用トイレが、備蓄として、その数を教えていただけたらと思います。

それと仮設トイレ、学校の避難所のところでも、仮設トイレになつたときに、公共下水道直結方式のマンホールトイレではない、ため込み式の仮設トイレというのがまだまだあると思うのです。そのようなところというのは、ここの図を見ると、バキューム車で処理をするということになっているのですが、そのバキューム車のし尿の運搬・廃棄というのも、ここで協定をされていまして、品川区としても、し尿収集車両等の供給ということで、26ページに協和興業株式会社と協定を結んでいるということで書かれているのですが、バキューム車というのは、調べてみましたら、1台5,000リットルとか、多いと1万リットルとか、すごい大きなものもあるようですが、1日のし尿というのは、32万リットルが廃棄物として出てくるということで、ここの計画の中に書かれているのですが、下水道の直

結方式とか何かはそういうバキュームカーが必要ないわけですよ。だけれども、そのようなため込み式などで、どれくらいのバキュームカーが確保できるのかなという思いをしているのです。本当に確保できるのか、1日32万リットルのうち、バキュームカーで何リットルぐらい処理をしなければならぬのか、その処理をするためのバキュームカーというのは、この協定の中で確保できるということになっているのか、その点についても伺いたいと思います。

○山本防災課長

まず、1点目の地区仮置場の設置についてでございます。地区仮置場につきましては、今計画上、区民の皆様が自ら搬出するところを考えておりますので、ご提案いただいたように各町会単位というところもあるかもしれないですけども、そういった部分でなるべく近い公園というところは考えているところでございます。

それからし尿に関してでございます。まず1点目、簡易トイレの備蓄に関してですが、備蓄の量に関しては、12万人の避難生活者を想定しておりまして、12万人の1日5回を3日分、こちらにつきまして備蓄のほうを行っているところでございます。4日目以降につきましても、国のプッシュ型の物資配給の中に簡易トイレがありますので、そういった部分も活用していくことを考えているところでございます。

それから便槽型の仮設トイレ、こちらにつきましては、バキューム車の確保というところへ来れば、1つの事業者と協定を結んでいるところでございますが、それとは別に、25ページのところで、清掃協議会のほうで各種組合等と協定を結んでおりまして、そういった部分も活用する予定でございます。ただ、区のトイレの活用の優先順位としては、まず簡易型のトイレを優先的に使っていくというところで、それから災害用のマンホールトイレ等ということになっておりまして、いわゆる仮設トイレというのは、どうしても足りない場合の最終的な使用方法というところで考えているところですので、そういった部分で対応はできるのではないかと考えているところです。

○鈴木（ひ）委員

災害用マンホールトイレで、公共下水道直結方式というものも、いろいろなところで、防災公園などもそのような形でどんどんできていますよね。そうすると、公共下水道直結方式の災害用マンホールトイレというのは、今何か所ぐらいあるのか、また、学校の避難所で、そのような直結型のマンホールトイレというものがつくられている避難所というのはどれぐらいあるのか、その数を教えていただきたいと思います。

そして、その一覧表が、ここは下水道直結方式のマンホールトイレだよ、だから使っても下水道のほうに流れていくからという、マンホールトイレの一覧表みたいなものがあるといいなと思っているのですが、そのような一覧表のようなものはできているのかについてもお聞かせください。

○山本防災課長

災害用マンホールトイレの数でございますが、ちょっと今手元に具体的な資料がないのですが、基本的に区民避難所の部分に関しては、1か所は設置のほうを進めているところでございます。

それから一覧表というところでございますが、こちらのほうもまだ作成というところはしておりませんので、この辺りにつきましては、今後ちょっと考えていきたいと思っているところです。

○鈴木（ひ）委員

防災公園もかなり増えてきて、防災公園も大体この下水道直結方式のマンホールトイレが多いと思うのです。そのような点ではかなり増えてきているので、ぜひ一覧表については作っていただきたいと思

いますので、よろしく申し上げます。

あと隣の17ページに、災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れというものがあるのですが、その最後の一番右のところに、処理・処分先ということで、再資源化、焼却、埋立て等とあるのですが、これのそれぞれ再資源化、焼却、埋立ての割合などが分かったら教えていただけたらと思います。

それともう一つ、先ほどの25ページ、26ページ、27ページなどに、様々な事業者との協定というものが書かれているのですが、東日本大震災のときも、何かこう、いろいろな廃棄物の処理を一括して大手ゼネコンに委託というような、そのようなことが少し問題になったところがあったと思うのですが、そのような点では、やはり区内の事業者と協定を結んで、区内の事業者に発注して、雇用も確保していくという形でやるべきではないかと思うのですが、そのような形でこのような協定なども結んでいるのか、その点についても区の考えを伺いたいと思います。

○山本防災課長

まず1点目の再資源化、焼却、埋立て等の割合というところでございます。こちらの資料は、東京都の災害廃棄物処理計画のほうから引用している部分になってございまして、その処理自体も東京都のほうで行うことになりますので、すみません、こちらのほうで割合等は把握していないところでございます。

それから協定先の考え方というところでございます。今170以上の事業者と協定というものを締結しているところでございます。そのほとんどが区内の事業者というところでございます。実際、災害が起きたとき、すぐ協力、連携等を取れるというところでは、ぜひ区内の様々な事業者の方のお力を借りたいというふうに、区としては考えているところです。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○小芝委員

これまでもし尿処理の件で質問が幾つか出ていましたけれども、災害の発災直後から1週間程度のところで、この資料だと68ページですが、ここに「下水道が使用でき、かつ排水用の生活用水を確保できる」というように下に書いてあります。その生活用水の中に災害用井戸等がありまして、この災害用井戸というのは学校の中の井戸を指しておるのかどうか、その確認だけ、まずお願いします。

○山本防災課長

こちらの災害用井戸につきましては、委員がおっしゃったとおり、区民避難所にある浅井戸を想定してございます。

○小芝委員

ありがとうございます。私もこれまで決算特別委員会や予算特別委員会で、この地域の中で眠っている井戸、中には使っている方もいらっしゃいますけれども、そういった井戸をぜひ活用していただきたいという話をさせていただきました。かつては、もちろん飲料用で、生活用水として使っていたところもあると思うのですが、最近では下水道のほうも大分配備されて、何ですか、家によっては花壇に水やりをしたりだとか、そのようなときに使ったりする程度ですが、この井戸も自宅の庭にあるところもあれば、私道ですか、路地の中に井戸があるところもありまして、そういった井戸も、このような場では活用できるのではないのかと思います。水がないといっても、やはり地域の井戸を使うことで、学校まで若干距離があったり、足が不自由な方がいれば、すぐ近くに自分のふだん生活している、その

テリトリーの中に井戸があれば、これを下水道として使うこともできると思うのですけれども、そのようなものをまた促していくことも、区の役割ではないかなと思います。見解のほうをちょっと教えてください。

○山本防災課長

井戸の活用についてでございます。生活水の確保というところ、非常に重要だと区としても認識してございます。民間の井戸の活用につきまして、今現在区の地域防災計画上、なかなか位置づけはされていないところでございますが、そういった部分の活用というところを今後考えていきたいと思っております。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

すみません。先ほどのご質問の中で気づいたのですけれども、簡易型トイレ、備蓄されているということで、すみません、単純な質問です。どのようなタイプのトイレを備蓄されているのか、同じタイプなのか。それと、その更新というのはどのようにされているのか。それとどのように試したことがあるのかということを確認させていただきたいと思っております。

○山本防災課長

簡易トイレの種類につきましては、便器にビニールをかけて使用するタイプのものになってございます。入替えというところは、その使用期限等がございますので、多分定期的に使用期限前に入替えというものをやっているところがございます。それから実際の使用というところがございますが、訓練とか、実際に用を足すということではないのですけれども、区民の皆様そこに水を入れた後に凝固剤を入れて、こういうふうにするのですよというところの周知等は行っているところです。

○吉田委員

その更新のときに、例えば避難訓練のときに皆さんに提供するとか、そのような形になっているのか、その辺についても教えていただけますか。

○山本防災課長

備蓄の有効活用というところで、そういったところの活用方法につきましては、今後考えていきたいと思っております。

○吉田委員

少し前の話を蒸し返すようですが、何でしたか、紙おむつでしたか、防災課の契約だったと思っておりますけれども、契約書の中にはきちんと廃棄のところまで書いてあったのですが、その辺の確認がされていなくて、一般の、何かネット上に流れ出てしまったということがあって、最終的にそのようなものは有効活用するという結論になってよかったなと思うのですけれども、ぜひそのトイレのことについても、正直なところ、少しぐらい使用期限が切れても、家庭内で有効に使うことはできると思っておりますので、その辺について適切な後利用ということを考えていただければと思います。紙おむつのときは、本当は廃棄する契約になっていたのです。でも廃棄よりも有効利用のほうが私はいいと思っておりますので、ぜひその辺についても考えていただきたいと思っております。

それから、前アドバイザーの方にご意見いただいたのですけれども、このような防災の備蓄品というのはクレームが非常に少ないそうで、なぜなら使ったことがないから。いざ災害が起きたときに初めて使って、いや、これはちょっと使いにくいねというようなことが起きるといふアドバイスをいただきま

したので、その辺も、使っていただくことでそのようなことは防げるかなと思いますので、その辺についてもご検討いただければと思います。これは意見です。

○大沢副委員長

ちょっと簡単に聞かせていただきますけれども、各主体の役割分担の基本的な考え方というところ、また、横の仮置場ということで、これは基本的に、自治体が、行政が想定されているのは、先ほども町会の話が出ましたが、横に伸びた、要は平面に対する地域、町会という概念を中心に組み立てられていると思うのですが、この中で、昨今やはり高い建物、上に伸びた地域、上に伸びた区画というものがあるのですが、それに対する考え方はこの中にどのように、基本的な考え方にどのように織り込まれて、どのように表現されているのか教えてください。

○山本防災課長

高層マンション等の居住者への対応というところでございますが、まず、こちらの計画の中につきましては、あくまで高層マンション、それから一戸建てというところで区別して想定はしてございませんで、1つの区民という形で、様々な対応等の考え方を整理しているところでございます。委員ご案内のとおり、高層マンションにつきましては、配水管の故障でトイレが使えない等、あとごみもかなり集積してしまうというような課題もあるというふうに考えてございますので、この辺りにつきましては、また別途、防災課の事業でマンションアドバイザーの派遣等も行っているのです、そういったところで各マンションの管理組合や居住者に対して、様々な周知等を行っていきたいと思っております。

○大沢副委員長

地域と高層マンション、あるいは共同住宅という部分で、ある程度の戸数があると、やはり地域、平面に伸びた地域と、あと立体に伸びた地域の結びつきといいますか、どうしても縦に伸びたほうの地域、あえて地域と言わせていただきますけれども、完結しがちで、横に延びた地域と相反する、相入れない部分も出てくるのではないかとということが予想されますので、そのところはスムーズに連携、あるいは意思の疎通ができるような仕掛けをしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本防災課長

平面と立体というところでの連携、スムーズなつながりというところ、確かに区としても考えていかなければならないことだと思っております。今回の計画の中では具体的に示しておりませんが、今後改定等もありますので、そういったタイミングで、区としてどのように考え方を整理するかというところは考えていきたいと思っております。

○大沢副委員長

ありがとうございました。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○こんの委員

基本的なところと、何点かお伺いしたいと思います。まず、計画の基本方針というところを確認させていただきたいのですが、資料の1の(3)の①で状況、いわゆる災害の状況、被災状況だとか、処理能力、こうしたことを逐次把握した上で、処理計画をつくっていくと。具体的に、いわゆる逐次把握というのは、なかなかこの災害が発生した後に、職員の方たちがどこまで把握できる体制を取れるのかということ、これは少し懸念されるところで、その辺のイメージ、あるいは③の安全性の確保というところでは、周辺住民の方、それから処理従事者の安全性確保、具体的にどのように安全性を確保されるというよう

なイメージなのか。それから⑦の区民やボランティアとの協力というところで、混乱防止とありますけれども、どのようなことを想定されて、この混乱防止、何をどのように防止していくのかという、まず、この基本方針についてイメージを教えてください。

○山本防災課長

基本方針についてのお尋ねでございます。まずは1点目の部分で、状況の把握というところでございます。それにつきましては、災害発災後、災害対策本部体制を敷きまして、その中で様々な被害状況等の把握を行う予定でございます。こちらにつきましては、様々な関係機関等の情報、また区民からの情報等も集約しながら、具体的な被災状況を把握して、それを基に災害廃棄物の発生量等を推測するというところで、今計画をしているところでございますので、確かに逐次というところは難しいのかもしれませんが、一定期間、1週間後だったりというところでは、様々な情報の収集・整理ということを行っていくというところで考えているところでございます。

それから2点目の安全性の確保の部分でございます。こちらにつきましては、特に仮置場に、例えば区民の方がお持ちいただく、その場合けが等がないように、どのように通路を確保するかとか、あとは一次仮置場につきましては、区民の方が直接来られることはないですけれども、作業をされている方の安全性確保というところで、例えば集めたがれき、高さを5m以下に抑えるなど、そういった部分を計画のほうに記載しているところでございますので、そういったことで安全性の確保というところを考えているところでございます。

それから混乱の防止というところでございます。想定としては、通常のごみの捨て方等と災害廃棄物、異なるところがございますので、そういった部分では区民の方が混乱しないように、分かりやすい周知等をやっていききたいというふうに考えているところです。

○こんの委員

ありがとうございます。逐次把握をすることが非常に難しいというところは、少しイメージがつくのですが、3日後にはこの計画を皆さんに周知して、どうぞという体制を取らなければいけないので、この3日間で、今想定されている、一応候補となっている、その公園をどこが使ってどのようになるのかということは、全部を把握していくわけですので、それ相当の体制が必要だろうとは思っています。その辺のところを具体的にこの計画に落とされていくことが大事なのだろうと思うと、少し厳しい言い方ですが、この文字だけが躍ってしまって、結局、計画というのはそのようなものになりがちなので、やはり具体的にどのような体制を取っていくのか、初動体制も出ておりますけれども、その辺がすごく懸念されるところです。一刻も早く、この目的、この計画をつくる目的に早期の復旧・復興というものがありますので、区民の方は、動ける方はもういち早くそうしたところにごみを出して、復旧作業をしていきたいと思われると思うので、やはりその辺迅速な把握をしていく計画になってほしいなと思っております。

また、安全性の確保、今高さをということだと、分かりやすい周知の仕方というか、そこに高さは何mまでなどと貼り紙をしたり、周知をするのでしようけれども、結果、その積み方が悪かったりすると、崩れたり、ここは場所で分別をしてほしいけれども、それができなかったとなると、人を配置しなければいけないというようなことも想定されるでしょうし、そうしたことを具体的に行われるというところが必要だろうなと思います。

⑦の混乱防止というところも、やはりできるだけ柔軟にごみを捨てられるという体制が必要だろうと思います。先ほど町会の話や、いろいろな地域の話などが出ておりましたけれども、あくまでもそれは

町会長さん方に、私はこうした公園が災害時には使われるかもしれないという、そこを周知しつつ、でも使わない場合もあるでしょうし、また、ごみを捨てる区民の方は、別に自分の町会の公園だけではなくて、柔軟にごみを捨てられる体制が取れていないと、それはすごく混乱が起きると思うので、周知の仕方は非常に難しいなど。どこでもどうぞという言い方はできないでしょうし、その辺のところを、柔軟かつ早期に区民の方が行動を起こせる体制というものが、具体的にこの計画の中で落とされていく。文字としてきちんと明記されていき、なおかつそれが動けるような形になるということが大事かなというように、この計画を見させていただいて思いました。ですので、その体制が今後この計画、パブリックコメントをし、また学識経験者の方々のご意見も伺って、さらにブラッシュアップされて計画をされると思うのですが、その点お願いしたいなと思います。

計画の中に、これ確認ですが、候補地が載っておりますけれども、この候補地、それと同時に概要には、それぞれの地区の公園数が出ておりますが、これはあくまでも想定される公園数ということでしょうか。この一覧には、この公園数よりも多く候補地が載っておりますけれども、これはどのように考えて、想定される公園数なのか、使えそうなところという数字で出ているのか、その確認と、あと、この候補地の一覧表の中に、例えば大井地区の中にも、ほかの地区にもありますが、防災広場というものが出ておりますが、場合によってはここも使うというように想定をされるのか。いわゆる防災公園というものは、炊き出しもできるような体制があると思うので、そこが使われていれば、当然ながらそこは、この災害ごみの処理の場所にはならないとイメージするのですが、その辺のところはどうされるのかというところ。

併せてもう一つ、区民への周知というところで、56ページに出ておりますけれども、事前に周知をする、これらの周知方法です。区から配られている防災ハンドブックの中にきちんと落とし込んでいくのか、まずはこれだけ、災害ごみとしてこうなりますよということを、これだけの特集でまず周知をしていくのか、周知の仕方によっては流れてしまうという可能性もなきにしもあらずで、その辺の最初の周知方法というのはどのように考えているのか教えてください。

○山本防災課長

まず、公園の一覧につきまして、資料の素案のほうに関しましては、全ての公園のほうを記載しているところがございます。活用をどうするかというところでは、こちらには区が管理する以外の公園等も記載しているところがございます、その候補地として一覧を記載しているところがございます。

防災広場の活用ですが、今ご案内いただいたとおり、町会の方が様々な用途に活用するということがございますので、この辺りにつきましては、その利用状況等も見ながら、なかなか期間も決定するまでないですが、そういった部分も町会の方のご意見を伺えれば、そのチャンスを見ながら聞いて、その防災広場は仮置場として活用しないといった判断はしていきたいと思っております。

それから区民の方への周知方法というところがございます。今回、今年度は区民向けの概要版というか、説明版の資料をちょっとつくっていきたくて思っています、基本的にはそちら、今年度はデータ版をまずホームページにアップしてお知らせをするということと、あと冊子ではないですが、そちらのほうで各町会長にまずご説明に伺いたいと思っております。それ以降、来年度以降の個別の周知というところですが、もちろん災害発生時の周知も大事ですが、平時における周知というののもとても大事だと思っていますので、ちょっと具体的にどうするかというところは今後考えていきたいと思っております。

○こんの委員

分かりました。一覧表に載っているというところで、そうすると繰り返しになりますが、この概要版のほうで出ている、仮置場の確保の（２）の候補地、公園数が出ておりますけれども、あくまでもこれだけ使えたらいいなという数なのかということ、ちょっともう１回確認させていただきます。

それから区民への周知、分かりました。そうすると、来年度以降、区民の方へは平常時に、平時に周知をされる、回覧板で回していくような、そうしたものが各家庭に一旦手元に行くような周知の方法がいいのではないかなと思うのですけれども、あとこの計画は、やっていくうちに継続的な見直しというものも出ておりましたので、訓練をした後に見直しも図っていく、その都度周知をしていくということになると思いますが、第１弾、そうしたおっしゃってくださったことと同時に、町会、それから、回覧板というようなどころまで周知をできるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、職員の方の訓練ということが出ていたのですけれども、この災害ごみの訓練、あるいは研修をします。研修はそのような専門家の方の座学なのか、そうしたところなのだろうと思うのですけれども、訓練と出ていたのですが、どのような訓練をこのようなものはするものなのでしょうか。

○山本防災課長

まず概要版の公園数でございますが、そうですね、こちらは最大利用できる公園数ということで想定をして、記載しているものでございます。

それから区民への周知というところでございますが、具体的などころはこれから考えていきますけれども、やはり区民の皆様がご自宅で何か見られるものがあるというような状態にしていければとは思っているところです。

それから職員の訓練というところでございますが、想定しているところでは、いわゆる図上訓練というところで、こういった地震が起きたというようなシナリオを作成して、そのシナリオに基づいて、対策する本部の職員等が、ではこの仮置場を開設しようとか、収集ルートをどうしよう、そういった部分の図上訓練というところを想定しているところです。

○こんの委員

分かりました。職員の方の訓練はあれですか、防災課の職員だけではなく、全庁挙げての職員というような理解でよろしいでしょうか。最後。

○滝澤災害対策担当部長

訓練の具体的な方法については、今後計画ができた後に検討させてください。今防災課長からありましたように、図上訓練もありますし、あと地区仮置場、例えばこの公園だったらどのようにやりますよということを現地に行って検証することもありますし、これは今後検討させていただいて、さらに深いものにしていきたいと思っております。

○こんの委員

ありがとうございます。現地に行って、まず、そこでどのような形でというのは大事なことだと思いますので、どうかこの災害ごみだけではない、職員の災害時の対応というのは非常に多岐にわたると思うので大変だと思いますけれども、この災害ごみに関しても、ぜひよろしくお願いいたします。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○安藤委員長

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

2 報告事項

(1)もったいないレシピコンテストの入賞作品決定について

○安藤委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

まず初めに、(1)もったいないレシピコンテストの入賞作品決定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

もったいないレシピコンテストの入賞作品決定につきまして、ご説明させていただきます。こちらにつきましては、さきの7月の当委員会におきまして、開催の説明など、ご報告させていただいたものの結果のご報告でございます。恐れ入りますが、お手元のA4の資料、ご覧いただきたいかと思ひます。

まず最初に、1番の概要でございますが、食品ロスの発生を抑制するレシピの募集、周知によりまして、区民の方々の食品ロスの削減意識を高めるとともに、日常的に取り組んでいただく削減行動を促進したいというものでございます。

先にすみません、募集期間や応募要件などにつきまして、3番のほうを説明させていただきますが、募集・選考経過につきましては記載のとおりで、このような日程で募集いたしましたところ、86作品ということで、大変多数の応募をいただいた次第でございます。こちらにつきましては、実際にレシピに基づきまして調理いたしまして、食品ロスにつながる内容かということ、家庭で実際に材料や設備も含めて作れるものかとか、食料、味、また、専門家などを通しまして審査を実施したものが、このような結果になったものでございます。

入賞作品につきましては、2番の入賞作品・入賞者にあるとおりでございます。最優秀賞1作品、優秀賞3作品、佳作5作品を決定したものでございます。この中には、小学生の方が鋭意取り組まれた作品が5作品、また、ベテランでございますが、40代、また60代の方も、それぞれ入賞されている状況でございます。

恐れ入りますが、別添のカラー刷りの資料、レシピコンテスト入賞作品集をご覧いただきたいかと思ひます。

おめくりいただきますと、左ページの上のほうに、今回の特別審査員の島本さんの経歴などが簡単に示されておりまして、この方につきましては、食品ロスにつきまして削減アドバイザーとして、テレビなどで大変ご活躍の方でございます。今回につきましては、この方を特別審査員に持ちまして、審査を進めたものでございます。

優秀賞などが載っておりますが、こちらは実際調理いたしまして、味ですとか、そういったものを作って、あとはまた、本当に皆さんが作れるかどうかということを実際吟味いたしまして、味の面でもやはり皆さんにまねしていただけるようにという点と、やはりこうしてきちんと調理した写真を載せることによりまして、皆様にまねしていただくという周知の効果も狙ったものでございます。また、一作品一作品、ワンポイントアドバイスのようなものを書いてございます。例えば、最優秀賞の中島さんのかき揚げにつきましては、食品ロスの3割を占めます過剰除去や、それから食感に、残りがちなシリアルとか、そういったポイントも併記することによりまして、皆さんにぜひまねしていただくような工夫を施しながら行ったものでございます。

今後の予定でございますが、恐れ入りますが、結果につきましては、既に11月1日の広報しながわで

周知させていただいている状況でございます、14日に表彰式を行う予定でございます。これにつきましては、こちらの審査のほう、募集が8月、9月にこういった選定を行いまして、10月につきましては特別委員会などがなく、報告できる当委員会のスケジュールが本日だったため、報告が本日になりましたことをおわび申し上げる次第でございます。

食品ロスにつきましては、CO₂の関係からも大変重要な取組みとっておりまして、今後も継続した取組みが重要と考えております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○吉田委員

今回たくさん応募してくださって、本当によかったなと思います。それで、何というか、せっかくこれだけ集まって、立派なパンフレットができて、この後、これをまた活用していくというようなことがあれば教えてください。

○河内環境課長

まず、こちらのレシピにつきましては、活用しやすいように、クックパッドなど先行するものがございますが、ホームページなどでの展開とともに、環境イベントなどでもご紹介、あるいは可能であれば、今検討しておりますけれども、こういったものを調理いたしまして、皆様のほうに周知、啓発、コロナがはやっておりますので、ちょっと食物については困難な状況が続いておりますが、そのような形で拡大、また周知を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○吉田委員

趣旨としてはとてもいい企画になったかなと思いますので、ぜひ、これだけ多くの方が協力というか、応募してくださったので、いろいろなところでの活用とか、今後何かブラッシュアップした上での継続した企画とか、そのようなことも検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

これに対するバージョンアップのご意見でありますとか、あるいは同じ、例えば向いた皮であったら、例えば今は梨を使っておりますが、リンゴでもおいしかったとか、そういった派生系も含めまして、今後の充実を図ってまいりまして、皆様の食品ロス、食品ロスはなかなか農業の方、運ばれる方、保管される方、ましてやこれが捨てられるとなると、大変CO₂も発生しますので、そういった過程、過程の中で具体的な取組みを展開できるようにという狙いの中で、啓発を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○吉田委員

今、課長がおっしゃったように、単にこれをもったいないから、そしておいしく食べられるよということだけではなくて、これが具体的にどのようにCO₂削減につながっているのかというような、この間の委員会でも豆知識というか、何かそのようなことの共有も出てきたかと思うのですが、レシピのコンテストで、おいしそうで無駄にならなくてよかったですだけではなくて、環境の活動ですので、その辺までの情報提供とか、そのようなことも併せて、今後活用していただきたいのですが、その辺についていかがでしょうか。

○河内環境課長

今回このレシピコンテストにあたりまして、アンケートも同時にやらせていただいております。そのほかには、食品ロスのイメージで大変参考になったとか、家庭ごとに取り組めてよかったなどというような声も上がっておりまして、こういった声を基に、さらなる拡大を図ってまいりたいというようところで検討しているところでございます。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○渡辺委員

今、本当に多数の方の応募ということで、これは恐らく想定していたより多いのかなと思います。最初の想定と、何でしょう、本当に想定以上のいい効果があったという意味で、その辺の数の話、あと1回目の割に本当にこれだけ多いというのは、多分2回目、3回目、認知度が上がると、このようなものはとても参加率が上がったりすると思うので、話は早いですが、どのように今後活かしていくのか、継続性も含めて伺いたいということが1つです。

それと応募者の方の傾向、例えば性別もそうですけれども、何かこう、想定していたものがあるでしょうから、そこは違ってすごく参考になった点などがあつたらお知らせください。

○河内環境課長

まず、参加の想定でございますが、委員のおっしゃるとおりでございますまして、30名程度集まればという点で想定したところであるのですけれども、やはり今回のこういった食品ロス、特にイベントで、フードドライブというものを環境課として取り組んでまいりました。これは使わない食品を回収することによって、使っていただける方を探すというようところなのですが、そういったところの意識も相まって、また、特に若い方の意識が非常に高いということも今回分かってまいりまして、そういったところが追い風になっているかと思えます。全体の86名のうち、30%が小学生をお持ちのご家庭というところでございました。また、意外に高齢の方、ベテランの主婦の方が意外に多いのだろうなと思っていたのですが、予想どおりですけれども、中には60代の方が7%もいらっしやったり、また参加する中で、食材についての着目点ですが、やはり余っている食材の捉え方とか、あるいは果物の皮とか、葉とか、大根の葉っぱとかいろいろありますけれども、そのようなものが改めて、母から子へではないですが、共有できるいいきっかけになっているというようところが大きな成果だと思っております。

今後の参加でございますが、これは調理が、もちろん伴うものなので、お母様と一緒にご参加というところではあるのですが、アイデアだけでも、あるいはこういったものがたまたまできたのだけれども、作り方もメモしていないとか、そういった簡単な参加の仕方も含めて、今後検討を重ねていきながら、フードドライブとともに食品ロスの削減につきまして、こういった取り組みを広げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了します。

(3)令和3年度区内一斉防災訓練の実施について

○安藤委員長

次に、(3)令和3年度区内一斉防災訓練の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○五十嵐災害対策担当課長

私からは、令和3年度区内一斉防災訓練の実施につきまして、お手元の資料を基にご報告させていただきます。

まず初めに、1の訓練の目的でございますが、区民および区職員が首都直下地震に備え、一斉に訓練を行うことで、相互の連携を確認し、地震発生時の対応力を高めるものでございます。

次に、2の訓練日時ですが、(1)避難所訓練が12月4日土曜日の午前10時から12時まで。(2)の区職員が行う災害対策本部運営訓練、図上訓練ですけれども、これは同日午前8時30分から12時30分までを予定してございます。

続きまして、3の訓練参加規模になります。(1)避難所訓練につきましては、これはあくまで11月1日現在のデータになりますが、35か所の避難所において、区民、区職員、計2,500人の参加で実施を予定してございます。また、(2)災害対策本部運営訓練につきましては、区職員約200名で実施いたします。今回は、課長級、係長級を増員し、訓練いたします。これは指揮官の育成というところの側面も含まれてございます。

次に、4の主な訓練内容等ですが、(1)避難所訓練は避難所開設に伴う運営本部の立ち上げ、避難者の受付のほか、「新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」の内容に基づく訓練を実施いたします。(2)災害対策本部運営訓練につきましては、避難所や災害対策本部の各部による情報入力、情報の管理、整理など、システムを活用した訓練、これに加えて、防災タブレットを活用した災害対策本部や区内の各警察、消防署との情報伝達訓練、このようなものも実施してみる予定でございます。また、新たな試みとして、発災1日後の被災状況を想定した対応訓練を実施したいと考えております。例えば、道路啓開で発生したがれき、これをどうするのだというような検討なども、災害対策本部の審議の中に入ってくるものと思われれます。(3)その他でございます。今年度は義務教育学校で、土曜授業の一環として、防災の授業が計画されております。例として、実動の避難訓練や消火訓練、それと避難所訓練の見学が学年を区切って、対面式もしくはオンライン形式で行われる予定となっております。

お手数ですが、一枚おめくりいただき、別紙のA3資料をご覧ください。

こちらの資料も11月1日現在のデータでございますが、参加避難所の欄に丸がついている、記載のある35か所で訓練を実施する予定です。右隣の防災授業の欄ですが、義務教育学校47校中、防災授業を計画しているのは丸の記載がある29校となります。なお、各地区の訓練参加につきましては、今後も変更の可能性がございますので、最新の実施予定については区のホームページに掲載し、情報を更新してまいります。

○安藤委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○松澤委員

ご説明ありがとうございます。訓練内容について少し質問させていただきます。

防災タブレットを使った新しい訓練の試みとありますけれども、以前町会長に配られた防災タブレット、私が見たときは何かすごい便利な感じとしか認識がなかったのですが、あれは新しく何か、何といひますか、再構築されて、あの防災タブレットに何か新しい機能が備わっているのか、何か変化があったのか教えてください。

○五十嵐災害対策担当課長

防災タブレットを活用した訓練についてのご質問になります。これにつきましては、区内の防災関係機関である警察、消防との通信を、今までNTT回線、もしくはデジタル通信などを使っていたのですが、さらに防災タブレットを使って、タブレット面を通して対面でやれるような、情報のタブレット化という意味で、それもちよっと導入した訓練をやってみようという試みでございます。

○松澤委員

ありがとうございます。今度対面にすると、多分防災タブレット、町会長の方々も使うと思うのですが、多分私の認識した感じだと、LINEも使えないような町会長が大分多い中、急に対面式の防災タブレットを使用するのは、なかなか、何かハードルがあるのかなと思うのですが、そういった、何というのですか、対面式の電波通信をする、そのような研修といいますか、しっかりと町会長などが学ぶ、そのような機会というものは設ける予定があるのでしょうか。

○五十嵐災害対策担当課長

今回訓練の中で使用するのは、あくまで警察、消防と災害本部の指令情報部とのやり取りになりますので、今回町会長のところは実施する予定はございません。

○松澤委員

分かりました。失礼いたしました。そのような警察情報の連携というものも確かにすごい大事です。でもそこは確かに、共有機関がしっかりしているのは、それはすばらしいにこしたことはないですけども、やはりこの避難所訓練というのは、被災するのは私たち区民なわけなので、やはり区民を含めた、そういった新しい訓練というのですか、ちょっと言葉は悪いですが、毎年避難所訓練に私も参加していますけれども、もう行った途端に分かってしまうぐらいマニュアル化されているのです。そうすると、行かなくてもいいのではないかと正直思ってしまう人もいるのではないかと。だから、そこはもっと画期的に、私も質問しますけれど、やはりタブレットを活用した災害訓練など、そういった新しい試みというものも、もう少し挑戦していいのかなと個人的には思うのですけれども、ご意見をお願いします。

○五十嵐災害対策担当課長

委員のご意見ありがとうございます。まずは公共機関である警察、消防等の活用で、いろいろと検証させていただいた上で、いわゆる町会の方々との通信訓練というものも検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○松澤委員

すみません。最後になります。防災授業をやらない学校が何校かありますけれども、このやらない理由というのは校長先生の判断なのか、そこだけ教えてください。

○五十嵐災害対策担当課長

学校のほうから、やれないというようなご意見でございました。例えば理由として、学校で全校生徒を集めた朝礼を行っていないにもかかわらず、生徒たちを集めて、さらに町会の方々と連携した訓練というのはちょっと気が引けるということで、そういった学校は別日に実施すると。例えば防災安全指導日ですか、そちらのほうで実施するというようなことで回答をいただいております。

○安藤委員長

ほかにごございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了します。

3 その他

○安藤委員長

次に、予定表3のその他を行います。その他で何かございますか。

○品川品川区清掃事務所長

それでは、私のほうから、清掃車両の火災報告についてご報告申し上げます。すみません。本日机上配付してあります資料のほうをご覧くださいければと思います。

日時でございます。令和3年11月6日、土曜日となります。13時50分から16時までということで、場所ですが、品川区東五反田5-22-6、安全確保のため5-17-4へ車両のほうを移動させております。

もう一枚の別紙の地図をご覧くださいきたいと思います。

場所としましては、ねむの木の庭の近くになります。発火した場所から、大体2つの路地を経まして、その場所で消火活動しております。なぜこの場所に移したかというところですが、空地のほうがこちらにございましたので、安全を見て、こちらのほうに車両を移動させたという経過でございます。

資料戻りまして、3番をご覧ください。

原因でございます。こちら複数のスプレー缶による発火と思われるものになってございます。

4番の負傷者につきましては、ゼロとなっております。

5番は簡単な経過でございます。13時50分、陶器ガラス金属ごみの回収中に、車の中から音が聞こえて、煙のほうが出てまいりました。爆発音が連続し始めて、煙もひどくなったということで、車両の場所を周辺で安全な場所に移しまして、それから消火活動を清掃職員のほうで行いました。しかしながら、火のほうは鎮火しない状況が続きましたので、消防署のほうに連絡して、消防車のほうを呼んでおります。消火活動でございますが、14時5分に消防車のほうが到着しまして、約1時間程度、消火活動のほうを行ってございます。そのときの様子が左下の写真でございます。その後、消火活動ですが、通常ですと、消防の方などもこの場で後ろのゲートが開かないかということで言っていたのですが、やはりこの火災のため、電気系統が全てやられている状況で、この後ろのゲートが開かなかったという状況でございます。清掃自動車にのぞき穴がございまして、そのガラスの部分破壊しまして、そこから水、これは泡になるのですけれども、それをかけて消火させたということでございます。一定の煙等も出なくなったということで、その後清掃事務所に戻りまして、原因究明のほうをしてございます。清掃事務所の中に自動車整備士がおりまして、自動車整備士が緊急にバッテリーを直結したりなど、そのようなことをいろいろ工夫等行いまして、何とかゲートを開くことができました。この真ん中の写真がゲートを開けたときの写真になります。その後、警察と消防等で検証を行いまして、写真右側でございます、スプレー缶が何個か破裂している状況が確認できましたので、スプレー缶による発火ということで、原因のほうも確定しております。という流れの中で、一連の作業が大体16時までということでかかってございます。

この件につきまして、周辺地域の方々に大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたいと思います。今後も再発防止に向けて努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○安藤委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○くにば委員

ちょっと1点気になったのですけれども、スプレー缶による爆発であるとか、その発火というものはありがちというか、よく報告や啓発がされていることだと思うのですが、今回は陶器ガラス金属ごみの収集中、その中で今回、通常目視できちんとスプレー缶があるかどうかを確認しているかどうか、目視で確認をしているのであれば、なぜ今回陶器ガラス金属ごみの収集中に目視等で確認できなかったのか、恐らくその原因というか、検証すべきはそこ、確認はその部分が大きいのかなと思うのですけれども、その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○品川品川区清掃事務所長

通常スプレー缶につきましては、いわゆるこの陶器ガラス金属ごみの日に、基本的にはビニール袋を分けて出していただくということで説明のほうをしているところなのですが、実際そうやって分けているものにつきましては、収集の職員が別で回収して、別の場所に置きながら清掃自動車で回収をしているのですが、これについては、やはりごみの中身をこの真ん中の図で開けて調べたところ、やはりスプレー缶の周りに家電製品等、こういったものが非常に激しく燃えていたというところがありまして、こちらは警察とか消防の中でも、もうこれは普通の陶器ガラス金属ごみと一緒に入っていたというような状況に、多分あるかと思えます。そうなってしまうと、一応清掃職員のほう、投入するときに十分確認はしているのですが、どうしても中に入ってしまうと見えないところもありまして、そういった点がこの火災の原因になっているのではないかというふうに分析はしてございます。

○くにば委員

私がこの報告を見た限りでも、同様にその陶器ガラス金属ごみの中に混入してしまっていたのだらうということは十分分かるのですけれども、これが1本だけの爆発なら、まだ見逃してしまったということもあるのかなと思うのですが、今回複数の缶、この写真にあるだけでも数本、結構な本数ですけれども、これを全て把握できなかった、1本もこれが確認できなかった、見逃してしまったということが、ちょっと1つ大きな気がかりというか、問題点だと思うのです。やはり1個ぐらいであれば、陶器の中にポンというふうに入っていたら、花瓶とか、その中に入っていたら、目視で確認することはかなり難しいのかなと思うのですが、大量にあったのに確認できなかった、そこに関してのミスというのは、今後オペレーション上でもかなり気をつけるべき、ちょっと見逃してしまっただけではないと思うのですけれども、その点についてお伺いします。

○品川品川区清掃事務所長

これはちょっと何とも言えないケースもあるのですが、例えば複数本のこういったスプレー缶を紙袋に入れて、そのままビニール袋に入れているとか、そういったケースも考えられなくはないかなとは思われます。とにかく外目で見て、スプレー缶等があるものについては、職員のほうが必ず取るような形で十分気をつけておるのですが、どうしても視界の中で見えない部分については、取り切れていないという部分があるのかなというふうにも考えております。

○くにば委員

今のご答弁だと、結局今後も、紙袋の中に入っているものに関しては、外から見えないから確認しないという方針であるのか、そうであれば再発は防げないと思うのですけれども、もちろん物すごい手間だとは思いますが、ただ、中にこのようなものであったり、爆発物、爆発の危険があるものというのは、やはり混入しているという部分があるかと思うのですが、そういったものに関して、外から見えないものをどうやって今後確認していくのか、一々手間をかけて確認するという今後の方針にしていくのか、それともやはりどうしてもこういったレアケースというか、なので今後は仕方ないよねという、こう

いったケースが起こらないことを想定してというふうにしていくのか、そこによって手間やオペレーションがかなり変わってくると思うのですけれども、最後にその点だけ聞かせてください。

○品川品川区清掃事務所長

委員のおっしゃるとおり、本当は一つひとつ袋を開けて、全てを確認して回収していったほうがいいのですが、さすがにそれをやってしまうと、多分1日の中で回収できないような形になってしまうかと思えます。これの対策としては、やはり出していただく方にも気をつけていただく、我々見る側も、今まで以上に何とか起きないような形で、見る目のほうをしっかりとやっていくとか、もう本当にそういう地道な努力の中で、このようなケースを減らしていくしかないというふうに考えております。

○くにば委員

最後に意見というか、思ったことですけれども、やはり最終的にご答弁のほうを伺った限りでは、ある意味致し方ないというか、今後もある程度注意はするけれども、今後も同様のことは、やはり一つひとつやったら手間がかかるので現実的ではないという部分で、何かしら、今伺った中では、今後の対策という部分で、何もびんと来る部分が無かったと思うので、そこに関してはきちんとマニュアルというか、これを収集する方に対して、もちろん注意事項というか、そのマニュアルの中の1つとして、もう少し掘り下げて啓発というものをある程度きちんとしたほうが、今後いいのかなあと思いました。そうでなければ今回のこの報告、対策という部分、原因究明、再発防止という部分になり切らないのかなと思いました。

○吉田委員

今のご質問の続きのようになってしまうかもしれませんが、基本的には、いろいろ区のほうから配られている、これはこのように出してくださいという中で、スプレーについては、最近はいちいちというよりも、中身入りということで透明な袋に入れて出してくださいというようになっていると思います。それが、今回見逃されていたのだと思うのです、悪意でなければ。これは分かっているわけです。このルートでこう集めていったら、その途中でこのようなことがあったということであれば、改めてその地域に、ここでこのような事故がありました。改めて出し方の徹底というものを図ったらどうかなという提案をしようと思って、今、手を挙げました。ぜひそれはされたほうが、悪意でない限り、うっかりそう出してしまったのだと思います。いろいろ配られているので、きちんと集めて一々出すたびにそれを見る区民と、何か来たなと思って、そのままその紙が回収の折に出されてしまっている人もいますので、ぜひその辺は、今後の対策としてやっていただきたいなと思います。

それが1つと、それから、この消火の手順ですけれども、これが基本的なマニュアルなのでしょう。消火器が積んであることは当然だとして、今回は消火器で消火を試みたが、鎮火できなかったということで、でも、それ以上大事に至らなくてよかったと思うのですけれども、そのようなときはまず、消火を試みた後鎮火できなかったから消防署に連絡するのか、それとも消火を試みつつ、同時に連絡するのか、私は、試みた結果として鎮火できなかったからではなく、同時であるべきではないかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○品川品川区清掃事務所長

ケース・バイ・ケースになるかと思えます。ちょっと説明として、私のほうもそのようなご説明をさせていただいているのですが、ある程度その作業自体は同時というところもございます。何というのですか、その場で音が鳴って煙が出て、まずは、やはり場所の安全確保ということが大事なところになります。それをやると同時に、当然消火活動もすればいいのですが、その状況もいろいろあるところはあ

と思いますので、今回については、とにかく場所の移動をさせて、その後消火活動をしてということで、その後消防のほうに連絡をしたということでございます。

○安藤委員長

前段の該当地域への周知というところ。

○品川品川区清掃事務所長

すみません。周知のほうでございますが、それは1つの方法であるとも思いますので、こういった事件があったときの周知の方法、現時点では、この地域の町会長のほうに既にご報告を申し上げておまして、ご確認のほうもいただいております。町会長のほうからも、やはりこういったところの対策について、どうしたらいいかというところは課題として提起も受けておりますので、どのような方法で周知していくか等については、今後考えていきたいと、このように思っております。

○吉田委員

ぜひ周知は、町会にお任せするというところもあるかもしれませんが、ある程度場所が特定できていることですし、先ほどご報告にもありましたが、近隣の方にはご迷惑をかけてしまっているわけですから、そのおわびかたがた、このような原因でこのようなことが起きたので、改めてこのような出し方の徹底をお願いしますということは、決して失礼にも当たらないと思いますので、ぜひそれは前向きに検討していただけたらと思います。

消火については、やはり働いている方たちの安全の確保ということも、近隣の安全の確保もそのとおりですが、働いている方の安全の確保を考えると、それなりに自分たちとしての対応をしながら、しながらというか、同時にやはり消防のほうには通報したほうが、安全の確保ということでは必要ではないかと思えます。そのようなマニュアルというか、対応で徹底していただいたほうがいいかなと思うのですが、その辺についてちょっと改めて、ご見解を伺いたいと思います。

○品川品川区清掃事務所長

このような事故もございまして、今後の対策というところにつきましては、やはり清掃事務所全体として、どのようにやっていくかというところは考えていくということでございます。ケース・バイ・ケースでいろいろやらなければいけないケースもありますし、もともと準備できる部分については、やはりしっかりやっていかなければいけないと思っておりますので、その辺も含めてしっかりとやっていきたいと思っております。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、災害・環境対策特別委員会を閉会いたします。

○午後3時05分閉会